

今、知っておくべき労務トピックス 講座 ～働き方改革による労基法改正について～



主催：河本社労士事務所

担当：君野・伊藤・^{もちじ}百々路

TEL:06-6264-6264 FAX:06-6264-6265

年次有給休暇の強制取得・時間外割増率の猶予措置の廃止・フレックスタイム制度の見直し等について、予てより継続審議されている改正労基法。また罰則付きの残業時間の上限規制、同一労働同一賃金の施行が予定される等、「働き方改革」の流れの中では、中小企業への影響が大きいテーマについて今後も焦点が当たると考えられます。弊所では、これらの改正を後ろ向きに捉えるのではなく、ポイントを押さえ、前向きに対応していくことで、企業の成長を促す人事戦略へ転換することが可能であると考えます。今回は、これらの改正ポイントや対応策について、内容盛りだくさんに分かり易く解説します。

■日時：平成30年4月11日（水）

14:00 ~ 16:00（受付開始：13:30）

■場所：関西大学梅田キャンパス（7階 701号）
（大阪市北区鶴野町1番5号）



■参加費：一人3,000円

✓参加費につきましては、お申込み後に弊所よりお送りする「お申込確認書」に記載の振込口座に、お振込いただきますようお願いいたします。

■対象者：経営者 等

■定員：30名

第1部【14:00~14:30】 講座 椅子リラク楽体操

【講師】リポーンバレエ&ウェルネス協会代表理事 安田 由香里氏

【講演内容】

日々のパフォーマンスを向上させるには、健康なココロとカラダが不可欠です。オフィスの椅子を使って、お昼休みや残業のひと時に気軽にできる体操をご紹介します！

第2部【14:40~16:00】働き方改革による労基法改正について

【講師】

河本社労士事務所

特定社会保険労務士 村橋俊行

【講演内容】

- ・働き方改革による労基法改正のポイントと、事前にすべき対応策
- ・長時間労働是正に関する助成金について

また上記の他、今話題の労務トピックスについてもお話させていただく予定です。

【お申込み方法】

下記項目にご記入の上、FAX：06-6264-6265 または メール：kimino@k-s-j.net（君野宛）にてお申込みください

御 社 名		参 加 者
T E L		
F A X		
Eメール（代表者）		
		職 氏 名

※ご記入頂きましたお客様情報は、事前連絡及び弊所の事業のご案内のみに使用し、それ以外の目的で使用することはありません。